

## 議会運営委員会会議録

平成14年6月19日午前9時00分から委員会室で開かれた。

### 1. 出席委員

◎松田 正      ○里川宜志子      山本 直子  
中川 靖広      浅井 正八      木田 守彦      小野議長

### 2. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆      同係長 上埜 幸弘

### 3. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開会（午前9時00分）

委員長 署名委員 木田委員、里川議員

議長 あいさつ

委員長 お手元に配布しておりますレジメに従って振興させていただきたいと思いを思います。

初めに平成14年第3回斑鳩町定例会で、付議事案の各委員会の審議の状況確認と取り扱いについてご審議していただきたいと思いを思います。別紙をお手元に配布いたしておりますが、付議事案の審査結果につきましては別紙のとおりです。各委員会ではそれぞれ満場一致で可決されております、ということですが、総務常任委員会に付託されました議案第27号平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について、総務委員会では満場一致ですけれども、厚生委員会の中でいろいろ議論があったようであります。確認いたしましたところ、この件については反対したいという意向があるようでございます。ですから本会議では賛否を問うということにならざるを得ない内容のものと理解いたしております。従って討論裁決となるということをご確認いただきたいと思いを思います。

その後の事案については満場一致ということで今のところ異論があるように聞いておらないのですが、どうなんでしょうか。

（ な し ）

委員長 それではこういうことで、付託事案の関係については、議案27号は討論裁決になるという手順を踏んでもらうということを確認いたしたいと思いを思います。

次に追加日程の関係ですが、現時点ではそれぞれに前日も申し上げて

いますとお相違はございません。契約事項1件、農業委員の推薦の関係、それから意見書の取り扱いが追加議案として取り扱われることになっておりますが、追加日程1の関係、建設課の請負契約の関係についてですが、説明をしてもらいますか、どうでしょうか。一応追加議案になりますけれど、手順は既に建設委員会で事前に聞いておいてくれということでもありますから、これは本会議で委員会付託はなしに本会議で議決していいわけですね。そういう手順になっていると思います。そういうことになりますので、委員会付託を省略して本会議で議決をするという手順で措置をしていきたいと思っております。

次に農業委員の推薦の関係についてですが、これは直接選挙の関係は7月7日に行われる予定ですが、これは農業共済の関係の面での委員の推薦ということですが、この関係については取り扱いは議長発議になるだろうと思うのですが、そうですね。そういう取り扱いを確認しておきたいと思っております。特に異論はないですね。

それから次に意見書の取り扱いについてお伺いいたします。この関係については議長の方に申し出があって、討論をしたいということがあるようですから、これは有事立法の関係にしましても、健保の関係でも皆討論を必要とするということですね。

中川委員 委員長から指摘していただきました特定財源のことですが、提出者の人と相談させてもらって、最終日に出すときにその財源ということで訂正させていただきたいと思っております。

委員長 とりあえず有事法制と健保の関係については、討論を提出者の方から求められているということでもあります。

それぞれ正規の手続きがとられておりますので、追加日程に追加して、討論裁決をお願いするということの確認をしておきたいと思っております。

それから発議第4号の関係で、道路財源の関係が新たに提起をされて

きました。これは毎年あるのですが、1つは政治情勢で取り扱い方の関係が多少変わってきております。中身も変わってきます。ですからそのことをより明確にするためにということで、表題の関係について、ここで特定財源確保に関する意見書となっておりますが、むしろ中身の文書全体から言ってみても、長期計画の策定とその財源確保に関する意見書ということになれば随分受け止め方が違うし、表決に加わる議員の中でも違ってくるのではないかと思われるので、むしろ特定という関係をその財源確保ということに直してもらえないだろうか、そうすればより議員の理解が深まるように思うのですがということをお願いしています。今委員長の方から申されましたように、そのところ調整をしてみるということでありますので、その結果を待つて最終日に確認をしたいと思っております。そういうことで取り扱いをさせていただきたいと思っております。

以上のことが予定されておりますが、その後提出要望されてきているのがございます。日本弁護士連合会から住民基本台帳ネットワークシステムに関する施行延期を求める決議の採択を要望しますと、またアンケートについても別紙がお手元にあると思っておりますが、この取り扱いについて実は打ち合わせをさせていただきましたが、既に各委員会の関係は審議が終了している状態でもあるし、これをどうするかということになってくると、委員会に付託しないといけないということもありますし、まだ審議不十分だなということもありますが、実施が8月5日ということになるということもあって、どうするか打ち合わせの時も随分議論をしたのですが、時間的に整備をして提出する余裕はないのと違うかということになっておりますが、とりあえず議運に諮ってどう扱うかということをお願いしてみようということにしました。そこでこの件について皆さんからご意見を聞かせてください。

議運の皆さんで提出すべきという意見がありますか。どちらか意見を言ってもらえますか。

山本委員 どの程度の高さまで内容として踏み込めるかということだと思います。私の場合はやはり危機感がございますので、提出できればいいなという気持ちは持っているのですが。

委員長 個人的には個人情報の法律ができてからということを経験してきた説明があるのですから、それができるまでは延ばしなさいよという関係は当然かと思うのですが、ある意味で芸のない話だと思う。そういうことにすると決議の方の関係で、初めと最後の方だけを取って、そのところを触れて、いわゆる公約である個人情報法が成立しない限りは云々という関係、それができていないから延期しなさいという関係の決議はあっていいのかなと思うけれど、さてそこまで踏み込んでいいのかどうかという関係について、全体の理解がいただけるかどうかということもあると思う。

里川委員 私もこの法律ができたときの前提である個人情報保護法案をきちっとつくった上でということで、それができないまま施行されるというのは本当に国民一人ひとりにとって大きな問題だということから、もう少し時間をかけていろんなことを整理してもらわなければ不安だなということもあって、その割に行政側の説明もほとんど触れずにきてといるということもあって、本当に大丈夫かなと、もう少し時間をかけてもらった方がいいのではないかという思いがあるので、意見書の中身についてはいろいろ考え方はあると思いますが、もしそういうところで皆さんの意見が一致できるようであれば意見書を提出できたらいいなと思っているところです。何分時間がなかったもので、うちの厚生委員会でも諮ることができなかったので、もしできたら出せたらいいなと思っています。

木田委員 これについては個人的なプライバシーの侵害というのが一番の問題点だと思います。それを保護するために個人情報保護法というのが制定

されなければならないということで、今だにそれがなっていないということであれば、個人のプライバシーの侵害が防止できるということにはなり得ないのではないかと思いますので、あまり慌ててするのは良くないのではないかと思います。自治体が8月5日からコンピューターのネットワークをもってということになれば、本当にそれができるのかという判断は難しいと思います。本当に守られるものであればそれに越したことはないですが、その点はっきりとした考えは固まらないのが私の意見です。できたらもう少し待ってもら方がいいように思う。

委員長

現在のこのシステムの関係の適用は自治体だけですよね、県から国の方の関係で連動したシステムというのはないのですから。この関係というのは自治体だけのコンピューター化である。それは生年月日、氏名、住所、性別の関係という4つしかないのですから、そのことについて自治体の行う範囲としては何も無いわけですね。だから世相とかいろんなことがあるから、私も背番号制というのはけしからんと思っているのですが・・・ところがそういうようなことがあって、今ここでもわかに出てきている問題なのですが、これはある意味では政治がらみの関係でもあるわけで、もっと割り切ってみていいと思うが。一番難しいのは8月5日から始まるので、9月議会まで待たらないと言えないわけです。それだけにそうなってくると勉強不足と言っておれないから、議会で対応するについては時間がなさ過ぎるということだけしか言えないと思う。全体の意見聴取をする時間的余裕がない。そうなってくると見送ることしかできないような気がする。これでまとまらないのなら見送るしかない。ばたばたしすぎている。ばたばたしすぎているし、また町側ものんびり構えたのか絶対的な自信を持っているのか・・・

いろんな意見が出て、できればそうならばなあということもあるし、やっぱり議論不足であるという雰囲気であると思う。だからみんな決めかねていると思う。最後議長判断してもらおうか。

議長

先ほどから委員長からいろいろ意見も言っていただいていますとおりで、この問題については理事者側としてはあまり出したくないという形で、水面化で進んできたように思う。私も勉強不足で知らなかったし、この前厚生委員会に出させてもらって初めて知ったような状況です。確か2人の委員さんからも質問があったけれど、担当課長もプライバシーは守られますとか、議論の中ではそういうのがばかりでありあまり噛み合っていなかったような感じです。最後に委員長からいろんな意味で職員の意識の徹底とかそういうことを言っておられたし、委員長としても8月5日という日がしょうがないと思っておられたのかなと思いますし、それからこうして議論してもらっている中では、委員長から初めに提案があったように、もしするのだったらというような考え方でまとめていただいて、議運の方でまとめてもらって決議という形で、何か形跡を残しておくということで、もしまとまるのであれば、内容にはあまり触れられないと思いますが、そういうやり方はだめですよという意思表示をしといていただければと思います。

委員長

政府の関係に対して考えるか、少なくとも今年の8月5日から市町村が責任主体になってやってきている関係ですね。そうするとこういう考え方はどうなんでしょうか。実態は町に対して、慎重に対応されることを求めるというふうな関係を議会として理事者側に申し入れる、あるいは文書提出するとか、それは議会を通じたときそういう措置をとることが望ましいというように言うか、幾つかの方法があると思う。斑鳩町の理事者側に対して取り扱い方に慎重にせよということにしたらどうなんだろうか。

例えば決議の方でありますけれど、前段の関係で・・・これはこのとおりですが、そして後段では、政府は住民基本台帳ネットの導入に関する住民基本台帳法改正当時の国民への公約である附則の趣旨を遵守して

、プライバシー侵害から国を守るだけの十分な内容をもった個人情報保護条例が成立しない限り、住基ネットの施行を延期し、その上で全国の市町村の実情を調査し、実情を踏まえたコスト面でもプライバシー保護面でも問題のない新たな制度を提案すべきであるという意見があることを十分に踏まえて、慎重な対応をされることを望むということにして処理をすることにしたらどうなのかということです。それもきちっとみんながまとまらないと、一致したことにならんといけないと思う。

里川委員 厚生委員会の方もこれまでほとんど説明もないような状態で、やっとこの前の委員会で資料が出て、委員さんもまだその時点では理解が十分でないというところがあります。私の方からも厚生委員会の中では質問なり要望なりはしてあるんですが、厚生委員会だけの問題ではなくていろんな議員さんがこの問題については心配しているという状況が理事者側に伝えたいなという思いもあるので、厚生委員会では今後もこの問題についてはいろんな議論をやっていきたいと思っていますのですが、先ほど委員長おっしゃったように理事者側に対しても、もしここにいらっしゃるメンバーの方が納得していただけるのであれば、議運としてもこの問題については慎重に取り扱うようにということを理事者側に対して示せたら、私としても非常にありがたいと思います。

木田委員 このネットワークシステムを管理するのはどこですか。民間会社かどういうところが管理するのか。結構銀行とかそういうところでも情報が漏れたりするから、システムを管理するところが分からないし、町と町の間でするにしてもどこかの民間の会社が管理すると思うから、その点分かりにくいところがある。

里川委員 この間のみずほみたいに合併した後もコンピューターのトラブルがあつて混乱したということがありますし、いろんな心配があります。ま



た外部からの進入があつて、変な情報を取り込まれてしまつたり。

委員長        なんか議会の意思を理事者側にきちつと伝えておきたいという気持ちは皆さんありそうですね。

山本委員       国に対してきちつと言えなかつたら意味はないような気がします。

委員長        今さっき言ったようなことが念頭に置いて町長が議会の所管委員会に十分な意見をとつて、住民の不安を除くため慎重な対応をすることを求めて要望するといふことを何らかの形でするかどうか。そして下駄を預けておくと。そういう関係のものを文書化してそういうものを議会の総意として理事者側に出すと、あるいはそういう措置をとるように議長に求めると、何れにしても手続きとしては議長を通じてしかできないわけですから。そういうことで考えてみようとするのであれば、今言ったような関係で文書作成をしてみて、最終日にお諮りして、全員協議会でどうしましょうかということにするかどうか。今のところあまりにも何もなしにきすぎてしまったように思う。

この状態としてはペイオフと一緒にですね。自治体が判断する以外ないのだから、自治体の自主性、主体性の問題ですね、ある意味で。どう扱うかは自治体の対応しだい。

意見はございませんか。

中川委員       委員長言われたように、担当の常任委員会と議長に預けて任せておくということはどうですか。

委員長        扱い方としてどうするかということで、意見が絞り込めてきているわけ。何か必要であるやろなど、このまま行つたのではつまらんなど、何か言っておかないといけない。その言い方の問題と言う場所の関係につ

いてお尋ねしているのですけれど、今出てこないわけです。

山本委員 システムの問題として問題があるわけですが、うちの理事者に申し出ることについてはそれはそれで正解だと思うのですが、全体としてこのシステムについてはちょっとまだ合意が得られていないのではないのかということについては言ってもいいと思う。それを言っていくとしたらやっぱり国に向けて挙げていくというのは一つの方法であると思います。中身がどこまで合意できるかというのは別なのですが、せめて個人情報の保護のことについてきちんとできていない以上、延期をすべきではないですかということについては言いたいし、言っておくべきではないですか。それが有効かどうかは別ですけれど。

委員長 送付先の問題ですね。中身の問題については住民基本台帳をするときにいろいろされていて、依然と反対の議員もあるし、ただ約束したのは保護条例の関係を言っただけで、その保護法ができないのにやることはおかしいやないかと、それは一つの筋だと思う。ですからできるまでおいとけよという言い方はあると思う。

議長 内容にもよりますけれど、それを全会一致で採択しなければならないというのは考えなければならないと思う。万が一まとまりがつかなかった場合、どうするのか考えておかないといけない。出してもし討論にでもなったら形的にどうかなと思う。今の議運のメンバーでしたらみんなそういう意見だと思いますが。

委員長 意見書にするか決議にするかによって対応は違うと思う。だから最大公約数せんないかんということであるのだったら、みんながまとめやすい方法というのはどういう形が一番いいのかということになるわけですね。それと送付先の関係。一度休憩しましょうか。

暫時休憩します。（午前9時56分）

委員長

再開いたします。（午前10時15分）

それでは議題にしておりました住民基本台帳ネットワークシステム施行の延期を求めることについての要望書の対応ですが、いろいろ議論が出た結果を踏まえて、8月5日から施行されると、しかしこれは施行の前提であります個人情報保護法案の方が整理していない状況でありますから、その成立を待って施行する。そのように、文章、決議書の取り扱いをすると、そのことを政府あるいは町の関係のところへ送付して訴えるという扱いをとりあえず議運として確認をしておきたい。具体的な取り扱いについては全員協議会でも報告をして、ご賛同を得ればということで、今日のところまとめておきたい。そういうことでよろしいでしょうか。

（ 委員了承 ）

委員長

文案については、今日お配りさせていただきますけれど、見ていただいて不都合なところがあればまた意見を出してみても、見直して行って、全員協議会でお諮りするまでにきちっとしておきたいと思います。

今お配りしました内容のものでどうなのかなと、時間的に吟味していませんから文章的に悪いところがあれば言っていただきたいと思います。

ここで一つお願いしたいのは、延期を求める決議にするのか、あるいは要望とするのかということをおっしゃっていただいておりますけれど、それはまたご相談してみようということで、決議ということで出させていただきました。このような関係で見解がまとまるならまとめたいと思っています。また意見があったら言ってください。

追加日程、追加議案の関係はこれで終わります、次にここには書い

ていませんが、お手元にお配りしています前回でも保留してもらいましたが、斑鳩町議会規則の一部を改正する規則について、その後事務局にも言いまして、一度こういうように整理してはどうかということで、議員の派遣ということではなしに、具体的に視察要項がありますので、それらと合わせてみまして、議員の派遣の関係の項目15章として行政視察等派遣ということにして、むしろこういう表現を入れた方が誤解がなくていいのではないかと、派遣というのは命を受けて出張されることである。視察については実地に仕様を見届けるという関係がありますから、性格的に少し違う。それを同時に合わせて同じ業況もありますし、視察などの場合は委員会が手続きとして決めておりますのは、委員長が議会に諮って云々ということになっている。そして議長が命じる場合という関係。いろいろ区分して扱っていますから、このように文書整理することによって対応できるのではないかと思ひまして、規則の関係についてはこのように改正したい。その改正に伴って、要綱の関係については視察と書いてある関係のところ、あるいは派遣と書いてあるところもあるのですが、その関係の必要な部分については行政視察等ということとに文書整理するという形でまとめてはどうかというように整理してみました。従ってこれは皆さん方によくご検討いただいて、そういうことで内容的によからうということでありましたら、9月の議会には手続きをとりたいと思います。これは直ちに公布することになると思います。今年度の行政視察その他の関係はこの摘要に基づいて実施していくという、一つの根拠規定という関係になって、議決を求めておきたいと思って整理をしていただきました。それについてはお渡ししておきますから、検討しておいてください。確認は次の議運でさせていただきたいと思ひます。宿題としておきますからよろしくお願ひいたします。

それから報告の関係が幾つかあるようです。斑鳩町の総合福祉会館の整備検討委員会の委員の推薦ということですが、これは本来なら厚生委員会の所管ですから、あくまでそれでいいと思ひますが、推薦人員は1

名ということでありますから、これについて議長の方から何か案はあるのですか。

議長 全議員で諮るのか、また前回と同じように厚生委員会へお願いするのか。実は厚生委員会の中で、私の方にも厚生委員会の意見を聞かせていただきました。議運で決定していただいたらそのことでということということでありました。

委員長 建前としては厚生委員会所管として扱っているので、厚生委員会での人選をお願いして、お決めになった人を検討委員会の委員として議会としてはそうするという形が順序かなと思うのですが、それでよろしいですね。それは委員長が行かれるのだらうと思いますが、一応所管委員会の裁量を尊重して、所管委員会でご決定するというにしておきたいと思いますが、よろしいですか。

( 異議なし )

議長 実は先日の厚生委員会の後で、厚生委員会でお任せ願えるというお話をいただければ、その中で人選は里川委員長が検討委員会に入られるということに決まっております。

委員長 あらかじめ厚生委員会では、運営委員会の意向によっては厚生委員会で行くということになれば、厚生委員会としては委員長にお願いするということをあらかじめ理解されているようでありますから、そのことを確認しておきたいと思います。この関係においては里川議員を推薦することにしておきたいと思います。

次に、研修等行事の予定の関係がありますが、これは対象になる人々についてはそれぞれご連絡がされているんだと思いますから、これはこ

のような行事が行われるということでご理解しといていただきましょうか。

職員の関係の東京行き研修は決めていただけましたか。

事務局長 まだ決めておりませんが、2人ということで聞かせていただいております。

委員長 委員会のあり方について中央に見解を聞いておきたい関係があるのですが、せっかく行ってくれるのならそういうことを聞いてきてほしいと思うから。

この中で人選が必要となってきますのは、議員人権研修会、この関係については3名ということですから、これは一応あらかじめ了解は得てありますか。

事務局長 他にないようでしたらということで、山本議員さんから聞かせていただいております。前回正副議長が参加していただいておりますので、今回もお願いしております。

議長 前回正副議長が参加しているのですが、できるだけ議員さんに行っていただければありがたいなと思っております。全協にでも諮っていただければ。

委員長 今までこの関係は希望者が行ってもらってございましたね。

そしたら今までの慣例に従って決めていただけたらと思います。

それと、新聞でご承知だと思いますけれど、核実験の関係については町長と議長でアメリカ合衆国大統領に抗議文を出したという関係が委員会の方に提示されております。そのようにご理解いただければ結構かと思っております。

次に、9月定例会の日程について最終日には全体のご理解を得ておきたいというように思うのですが、各委員会のご意向もそれなりに承りながら検討してみたということで、最終的には議運で決めようということのようですけれど、希望としては一般質問は初めにした方がいいというのが全体的な意向だったように思います。一般質問あるいは決算の関係が必ずしも日が連続して続いていかなければならないということにこだわる必要がないだろう。あるいは日程の組み方によっては各委員会の関係につきましても、午前午後に分けて組み込むことを考えても委員ではないか。あるいは特別委員会の関係については定例会中の特別委員会の開催などについては、特に特別委員長の方から要請があったら日程にくみ入れるとして、通常組み入れることを前提としないということではないかということ等々がありましたので、そういうことも咀嚼しながらお手元に9月3日から25日までということで会期23日間の日程表をここに出しました。いくつも作ってみましたけれどかえって混乱するだけだということで、こういうことで絞って皆さんのご意見を聞いてみたということでここへ提起をしました。こういう内容でいかがなものかと思っています。一応一般質問の中を飛ばしました。決算の関係については12日の農業委員会云々言われましたが、決算を3日とることにいたしました。それから市町村合併調査研究特別委員会の関係は都市基盤整備検討委員会と2本立てにいたしました。これは必ずしもこういう関係の日にやらんということになるのか今のところ確定ではありません。場合によっては定例会中にやらないということになりますと日程をずらしていてもいいと思います。そういう関係の調整がありますが、あらかじめこういう予定をしておいたらどうかなと思っているのですが、どうなのでしょう。できればこれを議運案として提示してみたいと思っています。

中川委員

建設水道常任委員会では委員会終了後に委員さんの意見を聞かせてい

ただ中、1つの意見としては一般質問を今までどおり頭にもっていくのであれば、初日の3日前5日前に通告を出して、そしたら初日から続けて一般質問ができる。しかしその中では提出議案の中身も解らんと一般質問がしにくいという意見も出るかも知れないという意見が1つと、もうひとつの意見は一般質問を最後にもってきて初日から続けて委員会をしてもらって、一般質問を後にもって行って、一般質問の原稿を書くのには苦労かも知れませんが、会期の日程を短くするという意味で考えれば後ろへもってきた方がいいと思います。

委員長

確かに今いただいたような意見があると思う。総務委員会でもそのような説明をしました。いろいろあります。斑鳩町の会議日程の取り方、審議が一番充実した会議の仕方をしているんだという、そのことが大事にしないといかんというのが基本にあると思う。一般質問を先にしておいてもらって、機関紙その他の原稿書きの関係があって、早くしておいてくれた方がいいということがあるのです。特に個人情報を出しておられる方はなおさらそういう関係もあったりする。問題は今後特別委員会をどうするかが問題です。常任委員会は付託事案があるから日程に入れますけれど、特別委員会は定例会中の付託事案を持っていませんから、必ずしも定例会中にやらないといけないものでない。ですからそのことを了解していただくとすれば、これはみんな抜けていくわけですから、いいのではないかと思います。

中川委員が言われるように、初日の前に一般質問を受け付ける関係は、三郷もそうしているのですけれども、うちの関係についてはこの面では初日に町長の施政方針を文書で提出していただいている。それらを見て一般質問を考える。他のところはそこまで行っていないですね。いろんな難しいいろんな面がそれぞれの立場である。期間を短縮するということを主においてやるということは、議会の権をある意味において制約していくことがあるという意見などがあって、一応大筋としては現



在の踏襲してきた関係を尊重しながら、どうしても状態によって変えさせてもらわないかんとということで、変えようかと。午前と午後の2階建てでもいいやないかと言われて、一回したことがあるのです。ところがしたときに限って議事が紛糾して時間が無くなったりしたことがあります。ところが日程は先に決めますので、困難な議案があるのか、単純な議案だけなのか判断はできない。だから最終的にこれまでの最大公約数、基本的には今までやってきたことでしないといけないのかなと思う。

議長

常任委員会から議運も含めて4日間開催されることになれば、ものすごく窮屈になってくると思うのです。委員会には局長と係長、その間に係員がいろいろ対応しながらテープ起こしをやっていただいておりますので、そのことを少し考慮していただければ事務局対応もしやすいのではないかなと思います。ですからその間隔を開けていただきたい。それは今まで事務局の体制でやってきてもらってきていますが、やはり無理が生じてきて、もしテープ起こしにミスがあったりしたら取り返しのつかないことになりますし、できれば建設委員会で話がありましたような一般質問を後半に持ってきてもらって、常任委員会を前半にという形でされた方が、もう少し間隔もとれるのではないかなと思う。

委員長

今言われているような関係は、まったく反対の関係は総務で出ていました。本来日程が詰まっているから事務局がどうのこうのということですが、本来はこの関係についてはそれぞれの常任委員長が委員会の審議内容をまとめて、報告をまとめるというのが建前であるというのがある。昔は事務局任せのことがありましたが、そういうことでなくみんな自ら議会の関係でやろうということになれば、何も議事を全部保存用の関係でなくてもできないことではないだろうと思う。

今議長が言われている状態を考慮するということになると、2階建てにするしかないと思う。そうしないと空けることができないと思う。前

の方に持ってこいと言ったら、そんなこととんでもないということで全員に了解を求めるような状態にならないと思う。

議長

総務委員は途中で中断して抜けましたが、厚生委員会の中でも一般質問を後半に持ってくることも止むもなしというどちらでもいような意見だったと思うのですが、必ず今の状態、一般質問を前半にというのはなかったような気がするのです。中川委員長が言われている、前に持っていくのだったら締め切りをもっと前にするというやり方でやるべきだという意見がありました。厚生でもそうであったような気がするのですが、どうですか。

里川委員

私は皆さん方から意見を聞かせていただいたら、特に一般質問を前に持っていくか、後ろに持っていくかということについてのこだわりは委員からは聞いてません。この一般質問を連続してやっていることについては日程的な調整から跳んで設定されることについては別に差し支えないのではないかとということをお聞きしたので、そういうことは申しあげています。私個人的には、一般質問の流れというのは前へ持ってきていただけたらありがたいという思いがあるのですが、今議長がおっしゃったように通告をちょっと早くということであれば、一つ私も思っていたのが地方自治法で告示が3日前ということになっていると思うのですが、三郷平群当たりでしたら、ぎりぎりではなくて少し早めに資料を議員さんにお配りしているような状況もあるように聞いております。ですからもしそういう資料をいただける兼ね合いの中で理事者とうまくいくのであれば、議長が今おっしゃったような形で通告をもう少し早くすることが可能であれば、それはそれでいいかなと思うのですが、一般質問については前段に持ってきていただいた方が私としてはやっていきやすいし、ベストではないかなという考え方は持っています。

委員長

一般質問というのは本来事案に関わる問題が一般質問でないという、だから行政全般にわたっての面でいくということで、だから提出議案があろうがなかろうが一般質問はいいんだと、だから先にやってしまってもいいのですが、必ずしもそのことでうちはこだわっていないわけです。そういう意味で質問をしようということにしているのです。

だから他の関係については、そのことを全く無関係にしているから5日前に受け付けたりしているのです。会派のあるところはそういうことができるかもしれない。そうでないところについては、うちはオープンですからダブルから止めとけとか調整せよとかは言わないのですから、だからその面ではもっとも民主的な議員の勝手を全然押さえていないという関係のやり方をしているところに魅力があるし、良さがあるということ、また理事者との打ち合わせの関係についても日を取っている。ですからそういう意味では随分配慮してきているのではないか。後先の関係は、幾つか問題の提起としているのですが、いろいろな考え方はあると思いますが、一般質問の後先の関係について日程的な面でいくと先に常任委員会なんかを先にやっておいて、一般質問を後にすれば、時間的にその間調整できるし、随分縮まるかなと思うのですが、ところがそれは日にちを短縮するため狙いかということになると、そうでないといいきれるし、その方が合理的だといえることができると思う。でもなかなか全体の合意が得ることはできないと思う。やっぱりこれは特別委員会の関係だと思うのです。一番このような関係になってくるのは9月ですね、祭日もあるし決算があるしということで一番難しい。

議長

ちょっとお言葉を返すような感じになるのですが、やはり委員長報告をまとめていただいている議員さんにとっても、勘違いとかということもあつたら、委員会の委員長報告等最終的な議事録との齟齬が生じてもいかんと思いますし、できるだけテープ起こしをあらかじめやってもらったのを参考に求めていると認識しておりますので、その意味

で事務局に実際のところ確認したことはないのですが、自宅までテープを持ってかえっておられるのかなと、その明くる日にできているということを考えたら、もしかしたら残業したか、家へ持ってかえっておられたのかなという感じがします。そういうこともありますので、できるだけ9月議会の日程を決めるに当たって、そういうことに議会として配慮していただければということを取り上げさせていただいておりますので、その点よろしくをお願いします。

委員長        どんな組立ならいいと思いますか。配慮せよといってもどう配慮したらいいのか。

議 長        一般質問を後半へ持ってきていただいて、開会后常任委員会を開催する・・・

委員長        それは全員協議会でそういうことを了承を得られるという確信はないです。確かに時間的な関係で言うのご指摘の面はあると思いますが、そうすると行政との関係も打ち合わせを十分にできると思うのですが、考え方によったら常任委員会を先にやってしまったら、後何もないから気楽になってしまうという状態もあるし。

                  たとえば私が言っているように特別委員会を定例会に入れなくてもいいという1つのきちっとした結論を出してくれたらいいのだけれども、みんな良いとも悪いとも言わないで、こうしてこのようにみんな言われているから決めようがないのです。

                  委員長報告の関係でも、それは丁寧にしてやってもらっているけれど、本来は付託事案に対する委員長報告はもっと簡単だと思う。しかしうちの関係はそうでない。だから委員会報告そのものについてもこれでいいのかということもあると思う。質疑の焦点なら焦点の関係だけポイントを挙げて結論を言ったらはっきりすることは事実ですけど。そうい

うこの関係で議事録を見ないと解らんということではいかんと思う。

もしも各委員会の関係を先に持ってきて、一般質問を後にしろということであれば、一度そういうこと案を作ってもらって、どちらの案を採るか決めてもらわないとしょうがない、全員協議会で。

暫時休憩します。

委員長

再開いたします。

日程の関係はさらにこういう案を提示してみて、全員協議会で皆様のご意向を聞いてみることにするということにしておきましょう。

次に、閉会中の継続審査案件ですが、事案としては、常任委員会のあり方云々というより、委員会でしょうね。委員会のあり方について検討すとか、どういう諮問の内容だったかしりませんが、その時の表題を使わせてもらう。

議長

委員会のあり方について検討していこうというのが趣旨で、また実際問題少ない人数での委員会審議については、考えていかなければならない時代かなというような意見があったということで、委員会におられた議員さんからこういう意見があるから審議しようということ。大きくいえばこの2つのことを議論していこうという状況です。

議長からの諮問としては、それらを総合すれば委員会運営ひいては全体の議会運営に影響していくことですので、総合的に議論していただけたらと思っております。

委員長

そうすると委員会のあり方ということでよろしいですね。

これは第1の閉会中の継続審査事案にしておかないと、会期日程等についてはその次にして。そういうことで閉会中の継続審査の関係ということにしましょう。委員会のあり方の問題については、かなりつつこんだ議論をしてもらわないといけないと思います。だからそういう意味で

どんな論点を提供したらいいか。何か提起しないと議論しにくいと思うので、あらかじめそういうようなことを議論に乗せていきたいということを考えているということを理解しておいてください。

その他の関係で他にありますか。

事務局長 議運の視察について場所、日程等決めていただきたいと思いますが。

委員長 どのようにしますか。

どの方面へいきましようか、関東、中部は行ったけど、比較的広報の関係については早くから出しているし、委員長報告のまとめの関係についてなど島根、鳥取の方はそういう関係は割にきちっとしているなどという感じがしています。そういうことから山陰方面へ行ったらどうかと思います。どうでしょうか。ほぼ日程はどの辺か決めておきましようか。

事務局長 他はどのような日程になっているか報告させていただきます。

都市基盤整備特別委員会が10月7・8日か、9月30日・10月1日の2案、厚生常任委員会は10月21日から25日の間、総務常任委員会は10月15・16日、建設委員会についてはまだ決まっておりません。

委員長 日だけ押さえておきますか。

11月の2週目あたりを目標にして考えてもらうことにしておきましようか。

それから、住基ネットの施行延期を求める決議はどうしますか。

出すのは議運のメンバーになりますので、議運のメンバーとして出しますということでもいいと思う。だからせめてこういうことが出ましたと、このことについて黙っているということより、せめてこういう関係の決議をしておいた方がよかろうと、議会として言っておいた方が

良いというのが議会運営委員会の総意なので、一応こういうのを出品せ  
てもらおうと、このようにしておきましょうか。追加日程で提案するとい  
うことにいたします。

他に何かありませんか。

山本委員 一般質問の答弁の関係なのですが、今度通告書の様式が変わり答弁者  
を書くようになったのですが、実際はその方の答弁になっていないとい  
うことと、これは私にかかわってなのですが、答弁の中身でおっしゃっ  
たことが後で違うと言われて、特別委員会でそのようになったと聞いた  
のですが、その経緯は分かるのですが、それだったら一般質問の答弁の  
ところでそういう答弁をせんといてほしい。でないと私の発言が後で本  
会議の中で生かされないという形で終わってしまうことになるので、な  
ぜそういうことになるのか。西谷さんの質問でも感じたのですが。一般  
質問にかかわっての答弁のあり方が納得できないことが今回あったので  
、伝授してもらえないかと思うのですが。

議 長 西谷議員の一般質問の答弁が違うということで、私の方へ話がありま  
した。その前に助役から西谷議員に訂正をしたいという話があったらし  
いのですが、助役に確認したらそうではなく、自分の答弁がどう理解し  
てもらっているか、ちょっと誤解されているような、はき違いがあるか  
分からないので西谷議員のところへ話をしに行ったということです。そ  
れについては厚生委員会で再度議論するという事で打ち合わせもあっ  
たから、その後どちらからも本会議での答弁の整合性については聞いて  
いない。

それと山本さんのことで聞かせてもらったのは初めてなのですが、そ  
ういうことがあれば、答弁者と質問者で話し合いの場をどこかで作らな  
いといけないと思います。答弁についてややこしい答弁はやってもらっ  
ては困るという申し出はいたしますけれど。

山本委員 打ち合わせは理事者でやっていると思う。そこで打ち合わせができていたのだったらきちんと答弁がされてしかるべきなのに、それと違う答弁が本会議場の中であつたんだろうと思う。なんでそういう答弁になったのか。

委員長 バイパスの関係の家の問題ですね、課長はああいう答弁をしてもらっては困るという個人的な見解を持っていたそうです。ところが町長があのように答えてしまったから、後えらいことになったなということになったようです。

委員長 本人との関係もあると思うけれど、1つは委員長報告がそのところをどのようにされるか、そのことについて委員長報告で本会議でそういう質問があつたけど、このことについてこの場所でそういう趣旨の説明があつたということで、きちっと議事録に載ってあれば本人が了承するかどうか。

それから一般質問の際にそういうふうに答えているけれど、そうではございませんということで説明をさせるということにするかどうか。

そういうことについて自覚しておれば、こういう手続きをとらせてくれというのが筋で、こちらから言うことはない。それが所管の委員会で言ったからそれで良いという性格のものになってこない。それが正規にそれを受けて、そういう発言をさせることになるのか、あるいは何かの時にこの際にとということで言うか、それは町長の発表の場としては挨拶の時にしかないと思う。

それは本人したくなかったらかまわない。質問を受けた方は何にも痛くもかゆくもない。行政側が後で難儀するだけ。

委員会のことは分かりませんが、議長にしかるべき前後措置を取ってもらったらと思う。これは議運の問題として取り扱うものでないと思う



。これで議会運営委員会を終了します。（午後0時20分）